

事務連絡  
令和5年2月6日

各関係事業者様

京都府障害者支援課長

### 京都府居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱の一部改正について

この度、京都府居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱を一部改正しましたのでお知らせします。令和5年4月以降開催分の研修事業の指定については、改正後の要綱が適用されますので、御留意ください。

#### 1. 主な改正内容

##### (1) 指定の申請（第3条関係）

- ア 年度内に開催を予定しており、内容が確定している研修については、まとめて申請を可とする。（全ての申請書類が確認できる研修の期間までの指定とする。開催は決まっているが、申請に必要な書類の一部が揃わない研修分については、全ての書類が揃った時点で別途申請し、指定を受けること。）
- イ 上記に伴い、提出書類に「年間実施計画書」を追加（（1）アの開催は決まっているが、申請に必要な書類の一部が揃わない研修分についても、「年間実施計画書」に不備なく記載すること。）
- ウ 講義を通信の方法によって行う場合の規定を追加（第3項）

##### (2) 変更の申請・変更の届出（第8条関係）

研修の指定を受けた後に、内容に変更があった場合は、「変更届」を提出することとする。（従前の「変更の申請」は廃止）

##### (3) 実績報告書の提出及び修了証明書等の交付（第10条関係）

- ア 従前の京都府からの実績報告書受理通知書の交付は廃止する。
- イ 京都府が研修修了者ごとに定めていた修了者証明書番号については、今後事業者が定め、適切に管理するものとする。
- ウ 修了証明書番号は、京都府が研修の指定通知書により通知する事業者指定番号を用いること。
- エ 事業者は、指定を受けた研修の各課程終了後、速やかに受講者に、修了証明書番号を付記した修了証明書を交付すること。
- オ 実績報告書提出時に新たに「修了証明書及び修了証明書（携帯用）の写し」の提出を行うこととする。（第1項第3号）

現 行	研修修了→実績報告→京都府から受理通知書交付→修了証明書交付 →修了証明書の写しの提出
改正後	研修修了→修了証明書の交付→実績報告（修了証明書の写しを含む）

2 修了証明書番号、事業者指定番号について（第10条関係）

修了証明書番号、事業所指定番号の取扱いについては、以下のとおりとする。

【同行援護従業者養成研修の場合】

修了証明書番号：01 - 05 - 1 - ○（事業者別番号（※） - 年号 - 指定 - 受講者番号）

※事業者から各年度の申請順に01から連番を採番し、各事業者に通知する。

【重度訪問介護従業者養成研修の場合】

修了証明書番号：01 - 105 京重度 - 第○号（事業者別番号（※） - 年号（※）京重度 - 受講者番号）

※事業者番号：同行援護従業者養成研修と同様

※年号：1（令和）＋研修開催年度（令和5年：05）

3 指定申請及び実績報告の提出様式について

(1) 押印の見直しについて

「居宅介護従業者養成研修事業指定申請書」（第1号様式）、「誓約書」（第9号様式）、  
「居宅介護従業者養成研修事業変更届出書」（第10号様式）～「補講実施状況報告書」（第15号様式）について、事業者の押印を廃止する。（第15号様式については、講師確認印も含めて廃止とする。）

(2) 様式の主な変更点について

- ・「年間実施計画書」（第2号様式）を新たに追加
- ・「実習施設利用承諾書」（第6号様式）の記書き内の表「指導者」欄を削除
- ・様式内に元号（平成）を定めている場合に、削除
- ・「居宅介護従業者養成研修事業変更承認申請書」を廃止
- ・「居宅介護従業者養成研修事業実績報告書」（第12号様式）の表下添付書類に「③修了証明書（別記第7号様式）及び修了証明書（携帯用）（別記第8号様式）の写し」を新たに追加
- ・「居宅介護従業者養成研修事業実績報告書受理通知書」を廃止

4 施行日

令和5年2月6日